

令和2年7月1日

ご利用者(団体)様

埼玉県立大滝げんきプラザ所長

所内喫煙場所について(お知らせ)

健康増進法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日から喫煙場所を下記のとおり定めましたので、お知らせいたします。

御協力をお願いいたします。

なお、指定喫煙場所以外での喫煙、個人用灰皿での喫煙は、法律に違反する行為であることを申し添えます。

記

1 喫煙場所(敷地内で1箇所のみ)

体育館横(下図参照)、24時間利用可能

2 特記事項

屋外施設に設置しましたので、照明設備や雨除け設備はありません。必要に応じて、懐中電灯や傘を御用意ください。

